

## 第5章 今後の展開

この答申は、平成16年（2004年）5月の「配偶者暴力防止法」の一部改正を受けて、札幌市におけるDVに関する被害者の現状把握と対策の方向性について平成17年（2005年）3月に提出した中間報告を踏まえ、同年4月に札幌市長からなされた諮問に答えたものである。答申に当たっては、中間報告に対する市民からの幅広い意見を聴きながら、さらに検討を重ね、また、具体的な対策のあり方をも視野に入れたものとなっている。

一方、今回の配偶者暴力防止法の改正に伴い、国及び地方公共団体の責務が明確化され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、国は基本方針を、北海道は基本計画を定めることとなった。しかし、現時点では北海道の基本計画が示されていないため、北海道に対しては速やかに策定されることを要望する。

なお、北海道がこれから策定する基本計画に本書と同様の趣旨がすべて盛り込まれることが望ましいが、DV被害者の置かれている現状及び一日も早い救済を考えると、札幌市は、当該基本計画の策定を待たず、実施可能なところから着手することを強く要望する。

## 配偶者暴力相談支援センターの機能

(配偶者暴力防止法抜粋)

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。